

松山市再犯防止推進計画



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

令和3年9月
松山市

はじめに

松山市の犯罪発生件数を示す刑法犯の認知件数は、平成15年の12,900件をピークに減少傾向で、令和2年には3,050件とピーク時の約4分の1にまで減少しています。

また、令和2年の刑法犯検挙者数は、825人と平成23年以降は減少傾向にあるものの、再犯者数が検挙者数の半数を超える状況です。



犯罪をした人等の中には、出所後に住居や就労がない人や、前科があることで後ろ向きになり社会から孤立してしまう人、また、高齢や障がいなどで直ちに自立した生活を送るのが難しく福祉的な支援を必要としている人がいます。

このような人たちの立ち直りを支援し、再犯を防いで、犯罪や非行で新しい被害者を出さないよう松山市全体で取り組んでいくことが重要と考えています。

そこで、本市では、新しく「松山市再犯防止推進計画」を策定し、国や愛媛県、また保護司会や更生保護女性会など関係団体の皆さんと一丸になり、再犯防止に取り組み、犯罪や非行のない安全で安心して暮らせる社会の実現を目指します。

結びに、本計画の策定に際し御尽力いただきました松山市再犯防止推進会議構成員の皆様方をはじめ、ご協力いただきました市民の皆様にご心からお礼を申し上げます。

令和3年9月

松山市長

野 志 克 仁

目 次

第1	計画策定の趣旨	
1-1	計画策定の目的	1
1-2	本市の再犯防止を取り巻く現状	2
1-3	計画の位置付け	5
1-4	計画の支援対象者	5
1-5	計画期間	5
1-6	計画の基本方針と重点課題	6
第2	重点課題の取組事項	
2-1	就労・住居の確保	8
2-1-1	就労の確保	8
2-1-2	住居の確保	12
2-2	保健医療・福祉サービス利用の促進	14
2-3	非行の防止及び学校等と連携した修学支援	16
2-4	犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援	19
2-5	民間協力者の活動の促進や広報・啓発活動の推進	22
2-6	関係機関・更生保護関係団体等との連携強化	25
2-7	更生保護関係団体の取組事項	28
第3	計画の推進体制	
3-1	推進体制	36
3-2	進捗管理	36
3-3	計画の成果指標と目標値	36
3-4	本市の主な相談窓口	37
3-5	刑事手続きの流れの概要と支援推進体制	38
第4	用語集	
	再犯防止に関する用語と解説	41
巻末資料		
資料1	「松山市再犯防止推進計画」(案)に対する意見募集の結果概要	45
資料2	「松山市再犯防止推進計画」検討経緯	46
資料3	再犯の防止等の推進に関する法律 概要	49
資料4	持続可能な開発目標(SDGs)との関連	51

第 1 計画策定の趣旨

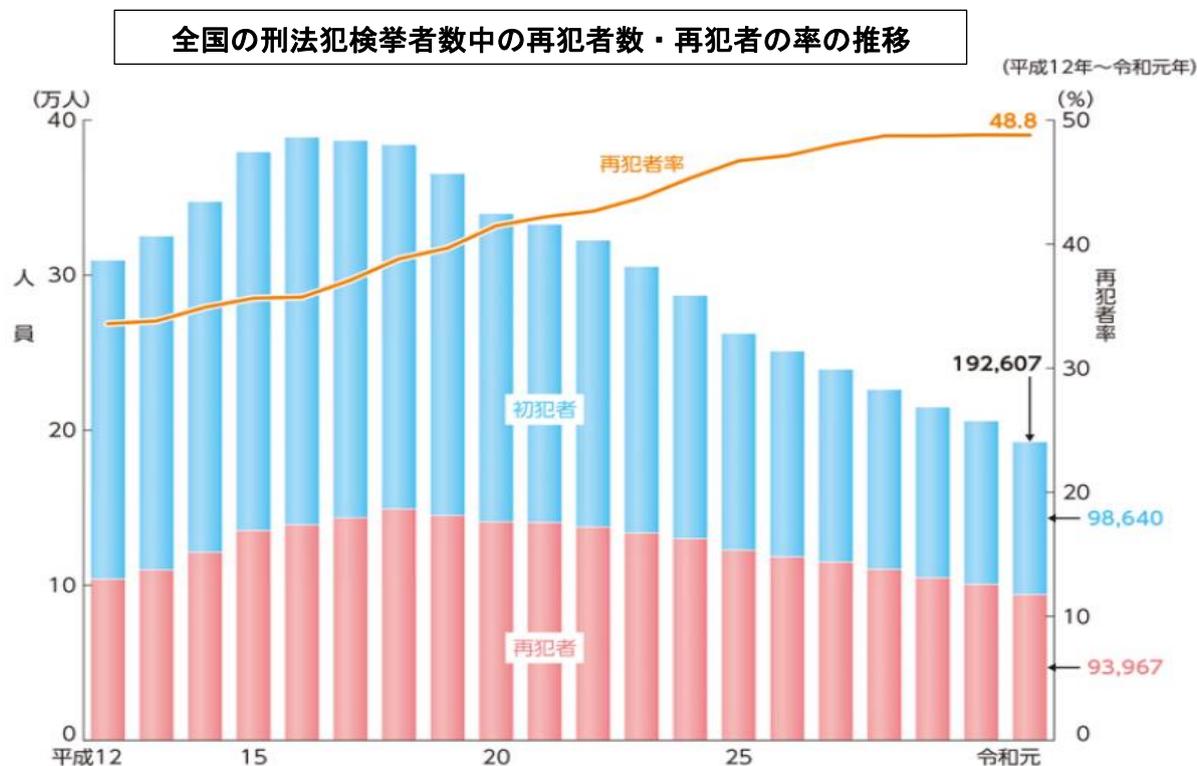
1-1 計画策定の目的

全国の刑法犯の検挙者数は、平成17年から減少に転じている一方で、再犯者数に比べ、初犯者数が大幅に減少していることから、再犯者の率は、上昇傾向にあります。

松山市でも刑法犯の検挙者数は減少傾向にあるものの、刑法犯検挙者数に占める再犯者の率は5割を超える高い状況となっています。

こうした中、平成28年12月には「再犯の防止等の推進に関する法律」(平成28年法律第104号。以下「再犯防止推進法」という。)が施行され、地方公共団体は、再犯の防止等に関して国との適切な役割分担を踏まえ、地域の実情に応じた施策を策定し、実施するよう努めなければならないとされました。また、国は、令和元年12月に再犯防止推進計画加速化プランの中で、令和3年度末までに100以上の地方公共団体による地方計画の策定を成果目標の一つとして定めています。

そこで、松山学園や松山少年鑑別所といった矯正施設が所在する本市では、様々な生きづらさを抱えた出所者等が、地域社会で孤立することなく社会復帰し、再び罪を犯すことがないように「松山市再犯防止推進計画」を策定し、みんなが支え合い、安全に安心して暮らすことのできる社会の実現を目指します。

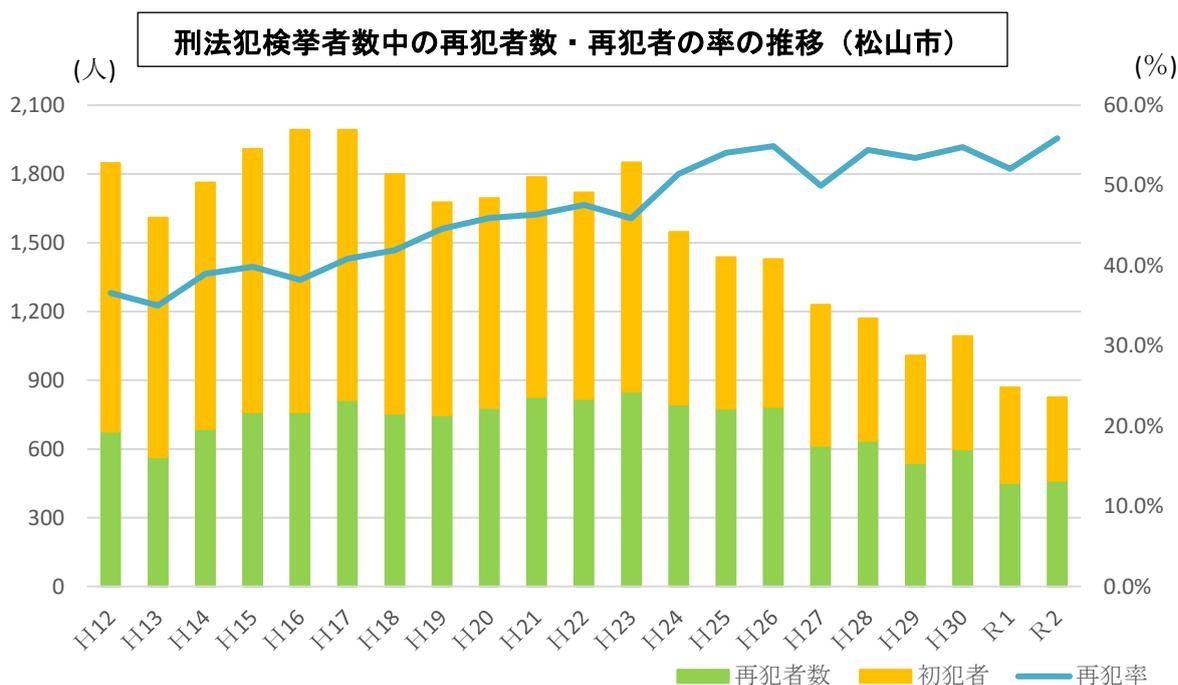


1-2 本市の再犯防止を取り巻く現状

本市の再犯者罪種別内訳は、窃盗犯が約6割前後で推移し、粗暴犯と合わせると9割近くを占め、これらは再犯性が高い犯罪類型であるため、こうした状況が再犯者率を引き上げていると考えられます。

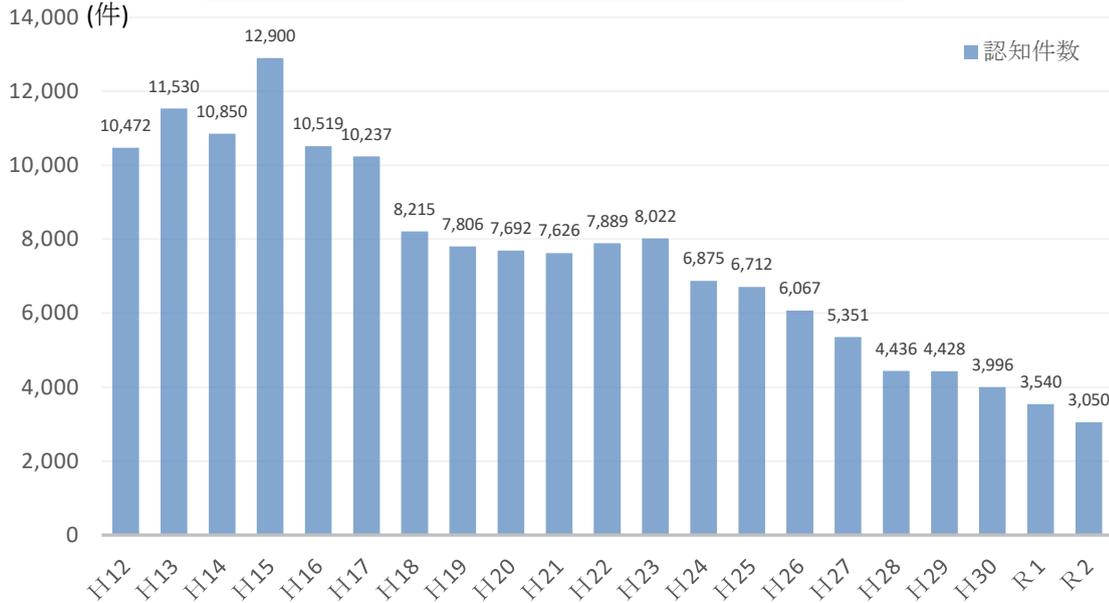
1-2-1 松山市の刑法犯認知件数及び検挙者数の推移

年次	認知件数(人)	検挙者数(人)	初犯者(人)	再犯者(人)	再犯率
H12	10,472	1,848	1,172	676	36.6%
H13	11,530	1,610	1,046	564	35.0%
H14	10,850	1,762	1,075	687	39.0%
H15	12,900	1,909	1,148	761	39.9%
H16	10,519	1,992	1,231	761	38.2%
H17	10,237	1,993	1,179	814	40.8%
H18	8,215	1,799	1,045	754	41.9%
H19	7,806	1,676	929	747	44.6%
H20	7,692	1,695	916	779	46.0%
H21	7,626	1,786	958	828	46.4%
H22	7,889	1,720	902	818	47.6%
H23	8,022	1,851	1,001	850	45.9%
H24	6,875	1,546	751	795	51.4%
H25	6,712	1,437	660	777	54.1%
H26	6,067	1,428	644	784	54.9%
H27	5,351	1,229	615	614	50.0%
H28	4,436	1,169	533	636	54.4%
H29	4,428	1,007	469	538	53.4%
H30	3,996	1,092	494	598	54.8%
R1	3,540	868	416	452	52.1%
R2	3,050	825	364	461	55.9%



- 刑法犯の検挙者数は、平成23年以降減少傾向で令和2年は、825人となっています。

刑法犯認知件数（犯罪発生件数）の推移（松山市）



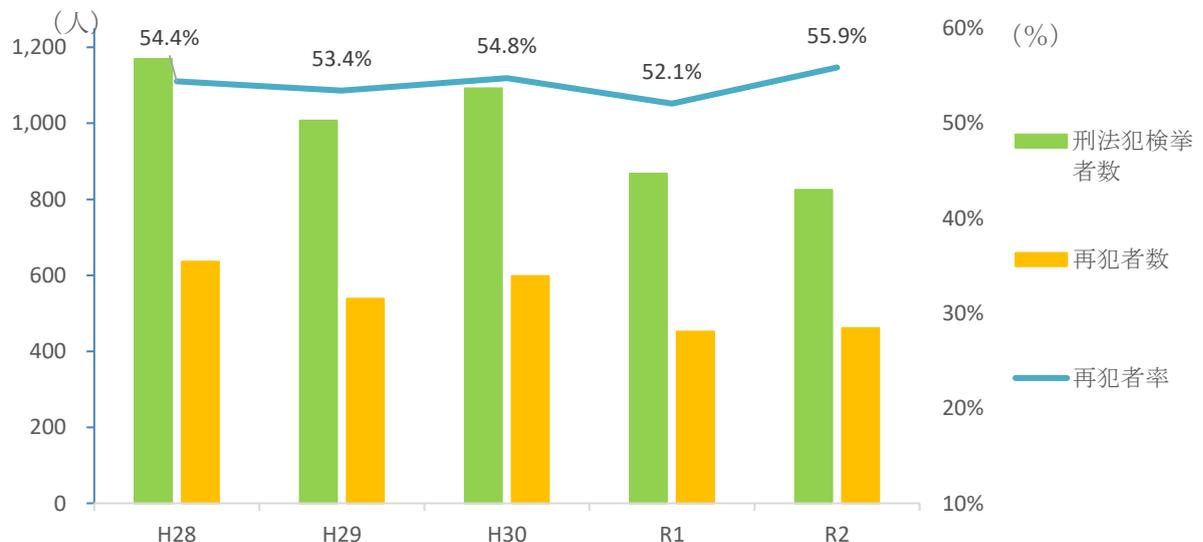
- 刑法犯認知件数は、平成15年をピークに大幅に減少し、令和2年は、ピーク時の約4分の1で3,050人となっています。

刑法犯検挙者数中の再犯者数及び再犯者の率（松山市）

年次		H28	H29	H30	R1	R2
松山市	刑法犯検挙者数(人)	1,169	1,007	1,092	868	825
	再犯者数(人)	636	538	598	452	461
	再犯者率(%)	54.4%	53.4%	54.8%	52.1%	55.9%

【参考】 ※現時点で国の公表データはR1まで

年次		H28	H29	H30	R1	R2
国	刑法犯検挙者数(人)	226,376	215,003	206,094	192,607	—
	再犯者数(人)	110,306	104,774	100,601	93,967	—
	再犯者率(%)	48.7%	48.7%	48.8%	48.8%	—
愛媛県	刑法犯検挙者数(人)	2,632	2,289	2,401	2,056	1,899
	再犯者数(人)	1,420	1,198	1,230	1,048	952
	再犯者率(%)	54.0%	52.3%	51.2%	51.0%	50.1%



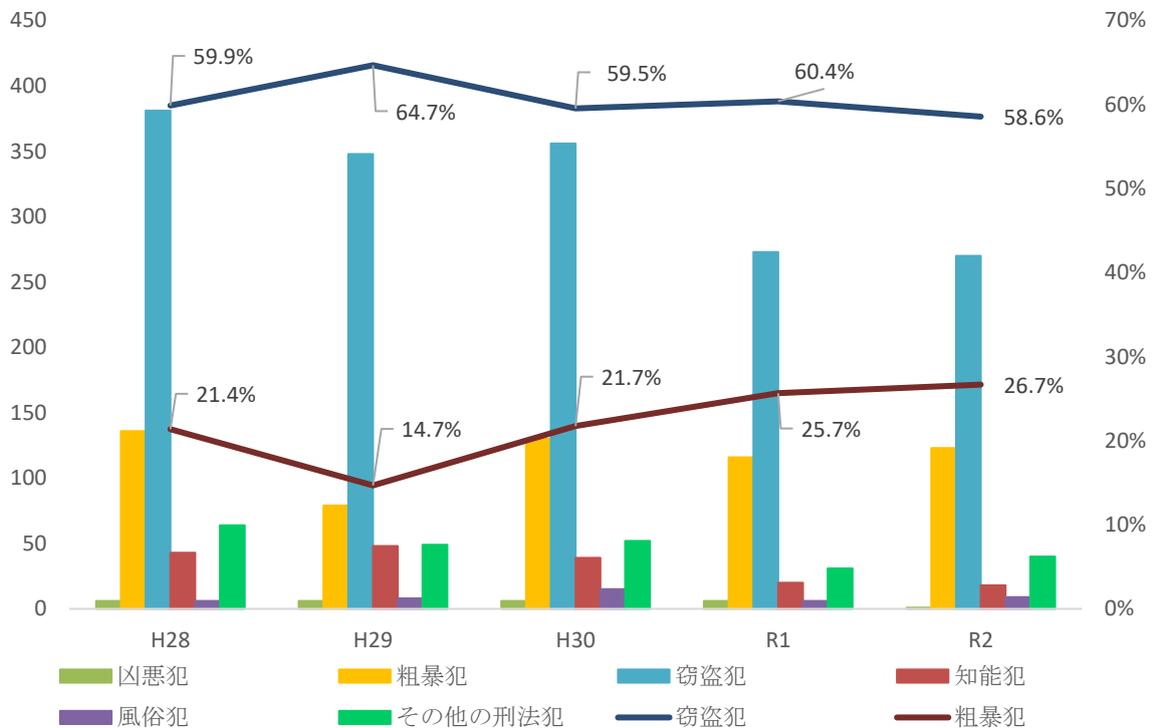
- 近年の検挙者数、再犯者数ともに減少傾向ではあるが、再犯者率は、5割を超える状況で概ね横ばいとなっています。

出典：愛媛県警、再犯防止推進白書

1-2-2 本市の再犯者の罪種別状況

刑法犯検挙者数中の再犯者の罪種別内訳及び窃盗犯の割合（松山市）

		H28	H29	H30	R1	R2
再犯者数(人)		636	538	598	452	461
内 訳	凶悪犯(人)	6	6	6	6	1
	粗暴犯(人)	136	79	130	116	123
	窃盗犯(人)	381	348	356	273	270
	知能犯(人)	43	48	39	20	18
	風俗犯(人)	6	8	15	6	9
	その他の刑法犯(人)	64	49	52	31	40



- 本市の再犯者のうち窃盗犯が、約6割を占めています。

出典：愛媛県警

凶悪犯とは	殺人、強盗、放火、強制性交等のこと
粗暴犯とは	傷害、暴行、脅迫、恐喝等のこと
窃盗犯とは	窃盗のこと
知能犯とは	詐欺、横領、偽造、汚職、背任のこと
風俗犯とは	賭博、わいせつのこと
その他の刑法犯とは	上記以外の罪種（占有離脱物横領、住居侵入等）のこと

1-3 計画の位置付け

この計画は、「再犯防止推進法」第8条第1項に定める「地方再犯防止推進計画」として、国や愛媛県の計画を勘案して策定します。

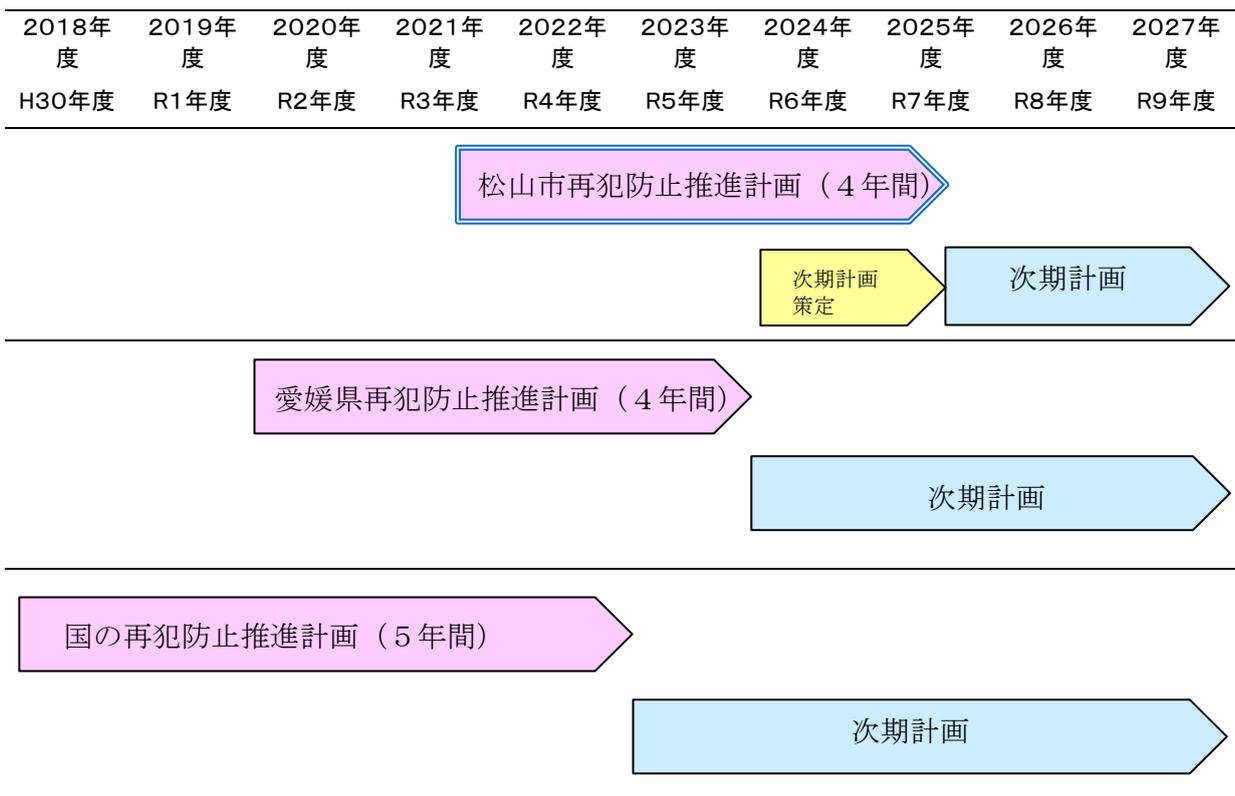
また、本市は、「SDGs」（平成27年9月に国連で採択された持続可能な開発目標）の基本理念である「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現に向け、再犯防止を推進します。

1-4 計画の支援対象者

起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた者、矯正施設出所者、非行少年又は非行少年であった者で、就労・住居の確保や保健医療・福祉サービス、修学等の支援を必要とする者を対象とします。

1-5 計画期間

本計画は、令和3年10月から令和7年9月までの4年間を計画期間とします。



1-6 計画の基本方針と重点課題

1-6-1 計画の基本方針

再犯防止推進法、国の再犯防止推進計画に掲げられている5つの基本方針及び愛媛県の計画を勘案し、本市では3つの基本方針のもと、再犯を防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に向けて取り組みます。

3つの基本方針

- ① 犯罪をした者等が、地域社会で孤立することなく、再び社会の一員になることができるよう「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて、国、県、更生保護関係団体及び地域の皆さんと連携協力し、再犯防止推進に取り組みます。
- ② 経歴、性格、交友関係、性別、年齢、家庭環境、経済的状況等、出所者等の特性に応じた切れ目のない指導及び支援の充実に取り組みます。
- ③ 犯罪や非行のない明るい社会を目指し、市民の皆さんに再犯防止の取組をわかりやすく広報・啓発し、犯罪に戻らない、戻さない地域社会を築きます。

1-6-2 計画の重点課題

再犯防止推進法や、これに基づく国の計画及び愛媛県再犯防止推進計画に掲げる重点課題を踏まえ、以下の6つの項目を本計画の重点課題とし、関係機関、更生保護関係団体等と連携を図りながら取り組みます。

6つの重点課題

- ① 就労・住居の確保
- ② 保健医療・福祉サービス利用の促進
- ③ 非行の防止及び学校等と連携した修学支援
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援
- ⑤ 民間協力者の活動の促進や広報・啓発活動の推進
- ⑥ 関係機関・更生保護関係団体等との連携強化

【参考】

国の再犯防止推進計画

5つの基本方針

- ① 犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。
- ② 犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。
- ③ 再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。
- ④ 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとする。
- ⑤ 国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

7つの重点課題

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動促進等、広報・啓発活動の推進等
- ⑥ 地方公共団体との連携強化等
- ⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備等

愛媛県再犯防止推進計画

基本方針

国計画に掲げられている5つの基本方針と7つの重点課題を勘案し、県民の理解と協力を得つつ、本県の状況に応じて、犯罪をした者等が地域社会で孤立することなく、必要な支援等に円滑につながり、再び犯罪等に陥ることを防止するための息の長い取組を実施し、もって、県民が安全に安心して暮らせる社会の実現に向けて、次の重点課題に取り組みます。

6つの重点課題

- ① 国・市町・民間団体等との連携強化等
- ② 就労・住居の確保
- ③ 保健医療・福祉サービス利用の促進
- ④ 非行の防止及び学校等と連携した修学支援の実施
- ⑤ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援の実施
- ⑥ 民間協力者の活動の促進や広報・啓発活動の推進

第2 重点課題の取組事項

2-1 就労・住居の確保



出所後に安定した生活を送ることができるよう、就労・住居を確保するための取組を進めます。

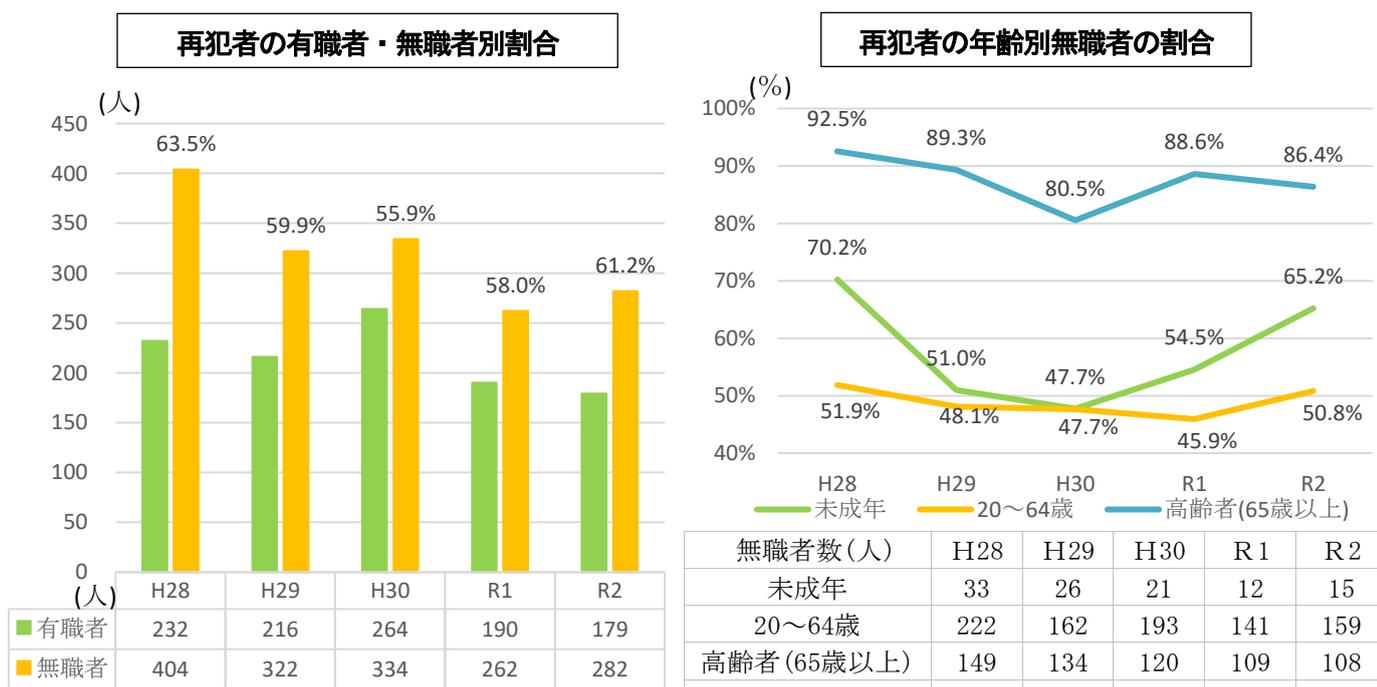
2-1-1 就労の確保

(1) 現状と課題

本市では、刑務所等を出所後、再び犯罪をして入所した約6割の人が再犯時には無職者であり、再犯時の年齢別無職者の割合は、65歳以上の高齢者では8割を超えています。こうした状況は、前科があることや高齢者であることなどから求職活動が円滑に進まないことや、一旦就職しても、職場での人間関係が十分に構築できないなどの理由で離職してしまうことから生じていると考えられます。したがって、少しでも再犯のリスクを回避するためには、出所者等の状況や適性を考慮した上で、安定した就労を確保することが重要です。

そこで、刑務所出所者等の就労の機会の拡大、協力雇用主の意義や社会的地位の向上、支援制度の普及啓発に努める取組が必要です。

刑法犯検挙者数中再犯者の状況（松山市）



出典：愛媛県警

(2) 今後本市が取り組む施策

保護観察対象少年の雇用	人事課
松山保護観察所と協力・連携し、保護観察対象少年を、民間就労へのつなぎを前提に市で任用することを検討します。	
農業への就労機会の拡大	農水振興課
農業分野での新規就業者の掘り起こしや定着までを支援する事業について、JA等関係機関と連携し、農福連携等を推進します。 また、関係機関や関係団体に情報提供します。	
生活困窮者自立支援制度の就労準備支援	生活福祉総務課
直ちに一般就労が困難な生活困窮者に、就労に向けた動機付けや基礎能力の形成を図るため、必要に応じた支援を実施します。	
障がい者への就労支援	障がい福祉課 保健予防課
障害者総合支援法に基づき、国や愛媛県、障害福祉サービス事業所（民間団体等）、就労支援専門員（市障がい福祉課内に設置）などの関係機関等と連携しながら、就労に関するサービスを提供します。 また、ハローワークや愛媛県障害者職業センター等と連携し、一般企業等への就労を支援します。	
協力雇用主の社会的評価の向上	契約課
公共調達での協力雇用主の社会的評価の向上について、他市の動向を注視しながら検討します。	
新たな協力雇用主等確保のための情報提供	地域経済課
「松山しごと創造センター」などに協力雇用主への支援制度等についてのリーフレットを設置したり、市のホームページでお知らせするなど、新たな協力雇用主開拓に協力します。また、コレワーク四国（高松矯正管区矯正就労支援情報センター室）等の関係機関と連携して、刑務所出所者等の就労の確保に努めます。	
矯正施設在所中のマイナンバーカード申請方法の情報提供	市民課
出所後に必要なサービスの申請や、就労、住居の契約をスムーズに行えるよう、本人確認書類として使えるマイナンバーカードの申請方法について、要請に応じて矯正施設在所中に情報提供します。	

(3) 国や県の取組

(3) - 1 国の主な取組

矯正就労支援情報センター室（通称「コレワーク」）を設置し、矯正施設・保護観察所・ハローワークが相互に連携し、求人・求職のマッチングの強化、協力雇用主の開拓・確保などの就労支援に取り組んでいます。

(3) - 2 県の主な取組

基本的な方向性	具体的な取組
就労に必要な基礎知識や技能等の習得	関係機関と協力し、支援対象者個々の特性や実情に応じた就労支援事業へのコーディネートを行い、就労後の生活安定に向けたフォローアップを含めた立ち直り支援に取り組んでいます。
就職や職場定着に向けた相談・支援の取組	
協力雇用主の確保等	協力雇用主の社会的評価の向上に努めています。
事業者の更生保護活動に対する支援	協力雇用主による雇用が円滑に実施されるよう、コレワーク等と協力し、研修会を開催しています。
福祉的な支援が必要な人に対する就労支援	障害者就業・生活支援センター等関係機関との連携により福祉的就労につなげています。
一般就労と福祉的就労の狭間にある者の就労の確保	ソーシャルファームの活用を検討しています。
保護観察対象者の雇用	保護観察対象少年を、民間就労へのつなぎを前提に会計年度任用職員として雇用することを検討しています。



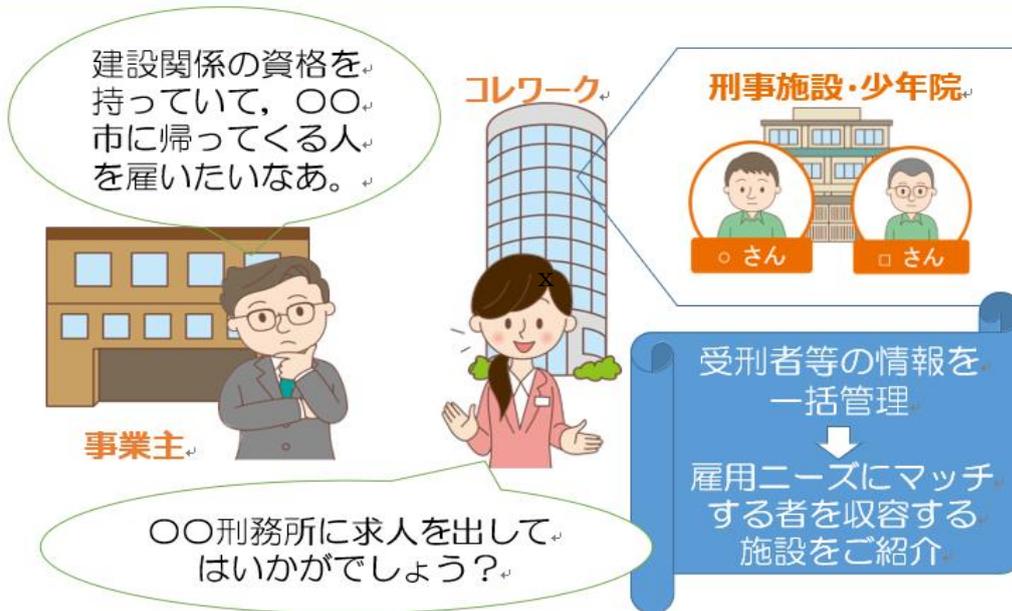
コレワーク（矯正就労支援情報センター室）

コレワークとは

罪を犯して刑務所や少年院に入っている人と、事業主の皆様とをつなぐお手伝いをする**法務省の機関**です。



コレワークでできること



事業主の悩みや不安を解消するために、セミナーや相談会など開催しています。



雇用支援セミナー



個別相談会



刑務所・少年院スタディツアー

2-1-2 住居の確保

(1) 現状と課題

犯罪をした人等は、親族等との関係が維持できなくなり、それまで住んでいた場所に戻れない場合や、頼るべき人がいないなどの理由で、帰住先がないまま矯正施設を出る人もいます。

また、高齢者、障がい者、要介護者等直ちに自立した生活を送ることに困難を抱えた人が社会から孤立することなく安心して暮らせるよう、状況に応じた住居の確保が重要です。

(2) 今後本市が取り組む施策

市営住宅での受け入れ	住宅課
高齢者、障がい者、DV被害者、子育て世帯などで特に住宅に困窮する世帯に対し、優先的に入居できるよう優遇を図ります。 また、入居に際し、直ちに保証人を確保することが困難な方については、保証人の確保を猶予し、そのことで入居が拒まれることのないよう配慮します。	
犯罪をした者等の入居を拒まない民間賃貸住宅の普及や支援等	住宅課
改正住宅セーフティネット法等により、保護観察対象者及び更生緊急保護対象者が住宅確保要配慮者として定義付けられており、法に基づきそれらの方の入居を拒まない民間賃貸住宅の周知啓発を推進します。	
愛媛県居住支援協議会と連携した住宅の確保に配慮が必要な人への支援	住宅課 生活福祉総務課 高齢福祉課 障がい福祉課 子育て支援課 保健予防課
愛媛県、県内20市町の福祉部局及び住宅部局、家主、NPO法人等民間協力団体、宅建協会等から構成される愛媛県居住支援協議会と連携し、住宅の確保に配慮が必要な人への支援について充実を図ります。	
生活困窮者自立支援制度の住居確保給付金の支給	生活福祉総務課
離職(申請時点で2年以内)等により、住居を喪失又は喪失するおそれのある人が、安心して求職活動ができるよう、原則3か月を限度に住宅支援給付を行い、支給期間中は、就労支援員等が離職者の早期就労へ向けた支援を行います。	

高齢者への住居確保の情報提供や支援	高齢福祉課
地域包括支援センター等と適宜連携し、支援の必要に応じて養護老人ホーム等の入所できる施設の情報を提供します。	
障がい者への住居確保の情報提供や支援	障がい福祉課
市の障がい者総合相談窓口や南部、北部の障がい者地域相談支援センターにて、障がい者の住居の確保を支援します。 また、住宅課と連携し、住居の確保を支援します。	
要介護者への住居確保の情報提供や支援	介護保険課
施設の入所については、地域包括支援センターや介護事業所、医療機関などの関係団体、国や県と連携して住居の確保を支援します。	
矯正施設在所中のマイナンバーカード申請方法の情報提供【再掲】	市民課
出所後に必要なサービスの申請や、就労、住居の契約をスムーズに行えるよう、本人確認書類として使えるマイナンバーカードの申請方法について、要請に応じて矯正施設在所中に情報提供します。	

(3) 国や県の取組

(3) - 1 国の主な取組

受刑者等で直ちに帰住先が確保できない者を更生保護施設で一時的に受け入れる機能を強化し、満期釈放が見込まれ、帰住先が確保されていない受刑者について、刑事施設と保護観察所が連携し、刑事施設在所中から更生保護施設等への受け入れについて事前調整を行うほか、自立準備ホームの確保などに取り組んでいます。

(3) - 2 県の主な取組

基本的な方向性	具体的な取組
地域社会での定住先確保、社会復帰のための支援	借り上げ住居等で働ける就労先の確保や、保護観察対象者等を含めた住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅登録制度の普及を促進しています。
賃貸住宅の供給促進	
公営住宅への受け入れ	保証人を確保できない低所得者等に配慮しています。
一時的な居場所の確保	自立準備ホーム制度の周知に協力しています。

2-2 保健医療・福祉サービス利用の促進



出所後に自立した生活を送るために支援が必要な人が、円滑に保健医療・福祉サービスを受けることができるよう取り組みます。

(1) 現状と課題

出所者等の中には、高齢者、障がい者、要介護者など自立した生活を送るために支援が必要な人がいます。これらの人が出所後に安心して生活を送るため、関係機関や関係団体が、出所者等に対し相互に連携し、必要な保健医療や福祉サービスを受けることができるよう、切れ目のない支援体制を構築することが重要です。

(2) 今後本市が取り組む施策

生活困窮者自立支援制度等を利用した出所後の相談や支援	生活福祉総務課
生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行います。	
高齢者へのサービスを円滑に受けるために必要な情報提供や支援	高齢福祉課
地域包括支援センター等と適宜連携し、独居高齢者の見守りや、健康の維持、保健・福祉・医療の向上のための様々な相談や支援を実施します。	
障がい者へのサービスを円滑に受けるために必要な情報提供や支援	障がい福祉課 保健予防課
市の障がい者総合相談窓口や南部、北部の障がい者地域相談支援センター等にて、自立した生活に向けての情報提供や相談、支援を行います。	
要介護者へのサービスを円滑に受けるために必要な情報提供や支援	介護保険課
地域包括支援センターや介護事業所、医療機関などの関係団体、国や県と連携して必要な保健医療・福祉サービスが受けられるよう総合的な支援を行います。	

薬物依存症者等に対する支援団体への支援	保健予防課
愛媛県心と体の健康センター、医療機関等と連携を図り、えひめダルク等薬物やアルコール依存症者等の支援団体に対し、必要な支援を行います。	
薬物依存症者等やその家族に対する支援	保健予防課
松山保護観察所と連携し、こころの健康相談や家庭訪問を行うことで、薬物やアルコール依存症者等とその家族などの相談に応じ、必要なサービスにつないだり、支援を行います。	
「ダメ。ゼッタイ。」普及運動	医事薬事課
国、県、公益財団法人麻薬・覚せい剤乱用防止センターと連携し、啓発や募金活動に協力します。	
薬物乱用防止教室の開催	市民生活課
愛媛県警察と連携して、市内の小、中学校の児童、生徒を対象に、たばこの害、危険ドラッグ等の薬物乱用防止教室を実施します。	

(3) 国や県の取組

(3) - 1 国の主な取組

出所者等で帰住先が確保されていない高齢者や障がいのある人等が、必要な保健医療や福祉のサービスを円滑に利用できるよう、矯正施設及び更生保護施設に社会福祉士の資格を有する福祉専門員を配置するとともに、矯正施設、保護観察所、愛媛県地域生活定着支援センターと連携し、出所後の支援につなげる特別調整の取組を行っています。

また、薬物依存からの回復に向け、松山刑務所では「薬物依存離脱指導」を、松山学園では「薬物非行防止指導」を、松山保護観察所では「薬物再乱用防止プログラム」を実施しています。

(3) - 2 県の主な取組

基本的な方向性	具体的な取組
福祉的支援の実施体制の充実 保健医療・福祉サービスの提供	必要なサービスにつながるよう、関係機関による研修・意見交換等や、矯正施設等と連携した手続の円滑化に取り組んでいます。
薬物依存症に関する広報・相談支援の充実	相談窓口や治療可能な医療機関、民間の回復支援施設等について、関係機関を通じて周知を行っています。
治療・支援を提供する保健・医療機関等の充実 関係機関・団体等の連携強化	専門医療機関及び治療拠点機関の選定に努めるなど医療の提供体制を整備し、ネットワーク化を図るとともに、刑事司法手続を終了する者への地域での支援について検討しています。

2-3 非行の防止及び学校等と連携した修学支援



家庭や学校との連携の下、非行や犯罪防止と修学支援を推進していきます。

(1) 現状と課題

非行や少年犯罪の背景には、学校等でのいじめ、虐待や相対的貧困等家庭での問題、居場所がなく孤独を感じるなどの精神的な問題、障がい等様々な課題が複雑に絡み合っていると考えられます。

本市での令和元年度の高等学校進学率は98.8%で、ほとんどの人が高校へ進学しており、少年にとって、学校が重要な居場所になっています。

そこで、非行等を原因として高等学校を中退することがないように、家庭や学校等の教育機関との連携の下、非行や犯罪等の未然防止に取り組むとともに、非行等による修学の中断を防止し、立ち直りの支援を進めることも再犯防止にとって重要です。

(2) 今後本市が取り組む施策

「子ども総合相談」での助言や支援	子ども総合相談センター事務所
<p>子育て、不登校・いじめ、児童虐待、問題行動・非行など、0～18歳の子どもに関する様々な相談を受け付け、関係機関と連携し、必要な助言や支援を行います。また、悩みや不安を抱える家庭が孤立しないよう様々な媒体を活用し「子ども総合相談」の普及・啓発を図ります。</p>	
非行等を理由とする修学中断の防止	教育支援センター事務所
<p>非行その他の問題行動による不登校又はその傾向にある小・中学校の児童・生徒を対象として「松山市自立支援教室」を運営し、学習や体験活動を通して自立や学校生活への復帰を支援します。また、問題行動に対し、学校からの要請に基づく教育指導員等の派遣や関係機関と連携・協力し、指導助言を行います。</p>	

関係機関と連携した青少年の非行防止活動の推進等	教育支援センター 事務所
警察や学校などの関係機関や青少年の非行防止活動に関係する団体と連携しながら、街頭の巡回や見守り活動・広報啓発活動等により、非行防止及び健全育成に取り組めます。	
「ダメ。ゼッタイ。」普及運動 【再掲】	医事薬事課
国、県、公益財団法人麻薬・覚せい剤乱用防止センターと連携し、啓発や募金活動に協力します。	
薬物乱用防止教室の開催 【再掲】	市民生活課
愛媛県警察と連携して、市内の小・中学校の児童・生徒を対象に、たばこの害、危険ドラッグ等の薬物乱用防止教室を実施します。	

(3) 国や県の取組

(3) -1 国の主な取組

「松山法務少年支援センター（松山少年鑑別所）」では、少年や保護者等から、非行等や問題行動などの相談に応じているほか、児童相談所、学校等教育機関や関係機関、団体等と連携を図り、地域社会での非行、犯罪の防止や青少年の健全育成に関する活動支援を行っています。

また、円滑な学びの継続のため、矯正施設内での高等学校卒業程度認定試験の実施、出院後の修学支援や情報提供、少年院在院中の高等学校等の受験に関する調整を行います。

松山法務少年支援センター (松山少年鑑別所)

松山法務少年支援センターでは、御本人や御家族の方、学校の先生、子ども・若者の支援等に当たっておられる方などからの心理相談に応じています。非行問題に限らず、子育てや子どもの教育・指導等にも応じており、未成年に限らず、成年の方の相談も受けています。

● 主な相談内容

非行、犯罪行為、親子関係、職場や学校などでのトラブル、交友関係等



松山学園 (少年院)



松山学園では、家庭裁判所で第一種の少年院送致決定を受け、短期間（6か月以内）又は特別短期間（4か月以内）の勧告を受けた14歳以上20歳未満の男子少年を収容し、改善更生と円滑な社会復帰を実現するための矯正教育と必要な支援を実施しています。義務教育未修了者は「短期義務教育課程」に、それ以外の者は「短期社会適応課程」のコースに割り振られ、それぞれの個人別矯正教育計画により矯正教育を実施しています。

(3) -2 県の主な取組

基本的な方向性	具体的な取組
学校での適切な教育・指導の実施	関係職員や地域の青少年健全育成関係民間協力者等が適切な相談支援ができるよう、松山法務少年支援センター等と連携を図りながら、知識・対応力向上に取り組んでいます。
地域での少年の立ち直り支援	
学校や地域での学び直しのための支援	自立援助ホームに入居中の少年の学び直し支援や、中途退学した生徒への再修学に関する情報提供などを行っています。
少年院や保護観察所等と連携した取組の検討	少年院在院中又は出院後に復学する者等についてケース検討会を実施するなど、円滑な学びを継続します。また、松山学園での読書の取組に協力しています。

2-4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援



経歴、性格、交友関係、性別、年齢、家庭環境、経済的状況等、出所者等の特性に応じた指導及び支援の充実に取り組みます。

(1) 現状と課題

再犯を防止するために効果的な指導等を行うには、犯罪や非行の内容はもとより、対象者それぞれの経歴、性格、交友関係、性別、年齢、家庭環境、経済的状況等の出所者等の特性を適切に把握した上で、その人に必要な指導や支援を行うことが効果的であると考えます。

そこで、対象者の特性や必要な支援を的確に把握し、関係機関や民間団体等と連携した支援等の取組を進めていくことが再犯防止に重要です。

(2) 今後本市が取り組む施策

松山市男女共同参画推進センターでの女性相談及び男性相談による助言や支援	市民生活課
松山市男女共同参画推進センター（コムズ）では、女性相談及び男性相談の窓口を設置し、電話や面談で男女の特性に応じた家族関係、社会での人間関係等様々な相談に応じており、必要な助言や支援につなぎます。	
非行のある少年等の社会貢献活動への協力	市民生活課
松山保護観察所や松山学園等が実施する、非行のある少年等の立ち直りを目的とした社会貢献活動に更生保護関係団体と共に協力します。	
薬物乱用防止教室の開催 【再掲】	市民生活課
愛媛県警察と連携して、市内の小・中学校の児童・生徒を対象に、たばこの害、危険ドラッグ等の薬物乱用防止教室を実施します。	

<p>「子ども総合相談」での助言や支援【再掲】</p>	<p>子ども総合相談 センター事務所</p>
<p>子育て、不登校・いじめ、児童虐待、問題行動・非行など、0～18歳の子どもに関する様々な相談を受け付け、関係機関と連携し、必要な助言や支援を行います。</p> <p>また、悩みや不安を抱える家庭が孤立しないよう様々な媒体を活用し「子ども総合相談」の普及・啓発を図ります。</p>	
<p>非行等を理由とする修学中断の防止【再掲】</p>	<p>教育支援センター 事務所</p>
<p>非行その他の問題行動による不登校又はその傾向にある小・中学校の児童・生徒を対象として「松山市自立支援教室」を運営し、学習や体験活動を通して自立や学校生活への復帰を支援します。</p> <p>また、問題行動に対し、学校からの要請に基づく教育指導員等の派遣や関係機関と連携・協力し、指導助言を行います。</p>	
<p>関係機関と連携した青少年の非行防止活動の推進等【再掲】</p>	<p>教育支援センター 事務所</p>
<p>警察や学校などの関係機関や青少年の非行防止活動に関係する団体と連携しながら、街頭の巡回や見守り活動・広報啓発活動等により、非行防止及び健全育成に取り組めます。</p>	
<p>「ダメ。ゼッタイ。」普及運動【再掲】</p>	<p>医事薬事課</p>
<p>国、県、公益財団法人麻薬・覚せい剤乱用防止センターと連携し、啓発や募金活動に協力します。</p>	

(3) 国や県の取組

(3)-1 国の主な取組

性犯罪者、暴力団関係者等再犯リスクが高い者、少年・若年者、被虐待体験や摂食障害がい等の問題を抱える女性など、それぞれの対象者の特性に応じた指導及び支援の充実を図り、犯罪被害者の視点を取り入れた指導及び支援等を実施しています。

(3)-2 県の主な取組

基本的な方向性	具体的な取組
特性に応じた効果的な支援 (少年、子どもへの暴力的性犯罪者、ストーカー加害者等)	保護処分の審判を受けた触法少年については、特性に応じ、法務少年支援センターや保健・医療機関等の関係機関とも協働し、少年自らの行動改善に向けた気づきを促す支援を行っています。

2-5 民間協力者の活動の促進や広報・啓発活動の推進

更生保護関係団体の活動促進に協力するとともに、それぞれの立場から犯罪をした人等の立ち直りを支援します。また、犯罪や非行のない明るい社会を目指して実施している「社会を明るくする運動」や再犯防止に関する広報・啓発活動を推進し、犯罪に戻らない、戻さない地域社会を築きます。

(1) 現状と課題

再犯防止への取組は、保護司会や更生保護女性会等の更生保護関係団体の協力により支えられていますが、立ち直りを支援する活動は一般的にあまり身近に感じられず、関心や理解を得にくいという課題があります。

そこで、更生保護関係団体の活動促進に協力するとともに、社会を明るくする運動や再犯防止に関する広報・啓発活動を推進し、犯罪をした者等の立ち直りを支援するためには、地域社会全体で理解を促進していくことが重要です。

(2) 今後本市が取り組む施策

矯正展への参加	市民生活課
刑務所作業製品の展示即売会や、矯正行政及び刑務作業の広報を行う等、地域の皆さんの理解促進を目的に開催している「矯正展」に、様々な形で参加、協力します。	
更生保護関係団体の活動の周知・啓発	市民生活課
本市で再犯防止推進のために活動されている更生保護関係団体等の様々な活動について市のホームページでお知らせする等周知啓発を行います。	
自立準備ホームの周知・啓発	市民生活課
出所後直ちに適当な帰住先を見つけることが困難な人が、自立した生活ができるまでの間、一時的に生活することができる自立準備ホームについて、市のホームページでお知らせするなど必要な情報発信を行い、制度の周知や登録数の増加につながるよう協力します。	

<p>「社会を明るくする運動強調月間」及び「再犯防止啓発月間」での周知・啓発</p>	<p>市民生活課</p>
<p>「社会を明るくする運動強調月間」で、松山地区保護司会を中心に更生保護関係団体や地域関係団体等が取り組まれる様々な活動の周知啓発等に協力します。 また、「再犯防止啓発月間（7月）」に、各種会議や、市ホームページ等で、再犯防止についての広報活動を集中的に実施します。</p>	
<p>保護司適任者確保への啓発・協力</p>	<p>市民生活課</p>
<p>町内会長、自治会長などを通じて、減少傾向にある保護司を新たに志す人の増加を目的に、地域での保護司適任者の勧誘の機会を設けます。また、市職員にも保護司の存在意義や活動について周知するとともに、推薦や立候補の呼びかけを行います。</p>	
<p>保護司適任者確保への啓発・協力</p>	<p>職員厚生課</p>
<p>毎年1月、3月に開催されている市職員の退職者説明会で、減少傾向にある保護司を新たに志す人の増加を目的に、保護司の存在意義や活動について周知するとともに、推薦や立候補を呼び掛ける機会を設けます。</p>	
<p>「刑を終えて出所した人」の人権を守るための人権学習会等の実施</p>	<p>人権啓発課</p>
<p>地域社会など周囲の人々が刑を終えた人への理解を深められるよう、人権学習会等で、刑を終えて出所した人に対する偏見や差別意識の解消に向けた教育・啓発活動を行います。</p>	



松山市と松山刑務所が共催で開催した矯正展の様子

(3) 国や県の取組

(3) -1 国の主な取組

民間ボランティアの活動促進を図るため、研修会等の開催や、広報の充実、更生保護関係団体の活動を体験する機会の提供のほか、保護司の活動拠点である更生保護サポートセンターの設置の推進を図ってきました。

また、矯正施設の工事の調達について、協力雇用主の出所者等の雇用実績等を評価する総合評価落札方式による競争入札を実施しており、協力雇用主の社会的評価を高める取組を行っています。

(3) -2 県の主な取組

基本的な方向性	具体的な取組
民間ボランティアの活動に係る支援	就労、修学、福祉等に関する相談窓口や指導・支援内容に応じた専門機関・制度等のリーフレット等を作成し、社会復帰支援機関に配布し、活用しています。
更生保護活動者に対する顕彰	
広報・啓発活動の推進	矯正施設等が実施する施設見学会や地域交流事業等への参画、県民への広報に協力しています。

2-6 関係機関・更生保護関係団体等との連携強化

犯罪をした人等の立ち直りを切れ目なく支援していくため、国、愛媛県、関係機関と連携し、更生保護関係団体の皆さんと力を合わせ、再犯防止推進への取組を進めます。

(1) 現状と課題

本市では、保護司会や更生保護女性会、愛媛県更生保護会、BBS会、愛媛県就労支援事業者機構等、多数の更生保護関係団体の方々が活動されていますが、加速する少子高齢化や人間関係の希薄化などの社会情勢を背景に、保護司などの民間ボランティアが減少傾向にあるという課題があります。

国や愛媛県、関係機関や更生保護関係団体と連携し、適切な役割分担の下、再犯防止推進に取り組むことが重要です。

(2) 今後本市が取り組む施策

出所者等への必要な支援やサービスの案内	市民生活課
支援が必要な出所者等が、どこでどのような支援やサービスを受けることができるのか、分かりやすく案内できるよう、矯正施設や更生保護施設「愛媛県更生保護会」等と連携して取り組みます。	
関係機関と更生保護関係団体等とのネットワーク形成の推進	市民生活課
関係機関や県と連携し、矯正施設の心理や教育等の専門職員や、更生保護関係団体等との交流の機会を設け、ネットワークの形成を推進します。	
松山市再犯防止推進会議の開催	市民生活課
松山市再犯防止推進会議を必要に応じて開催し、「松山市再犯防止推進計画」に盛り込まれた施策の実施や進捗状況について情報を共有し、また、再犯防止に係る課題や対策について検討します。	

全国の自治体や矯正施設所在自治体とのネットワーク形成の推進	市民生活課
法務省主催の「市町村再犯防止等推進会議」や、本市が会員となっている「矯正施設所在自治体会議」からの情報を共有し、再犯の防止等の推進に関する施策の企画や実施などの課題等についてネットワークを形成し、連携を図ります。	
愛媛県内の自治体とのネットワーク形成の推進	市民生活課
愛媛県の再犯防止推進に関する会議や研修会に出席し、県内の再犯の防止に関する施策や課題などについて情報共有を行い、ネットワークを形成し、連携を図ります。	
矯正施設への除籍本の提供	中央図書館 事務所
松山市立中央図書館で不要となった除籍本を、入所者の矯正教育や更生に役立てるため、矯正施設からの要望により無償で提供します。	
更生保護関係団体の活動への協力	市民生活課
松山地区更生保護サポートセンターを地域での更生保護活動の拠点とするとともに、本市で再犯防止推進のために取り組まれている更生保護関係団体等と連携・協力していくことで、安全・安心なまちづくりを目指します。	
「刑を終えて出所した人」の人権を守るための人権学習会等の実施 【再掲】	人権啓発課
地域社会など周囲の人々が刑を終えた人への理解を深められるよう、人権学習会等で、刑を終えて出所した人に対する偏見や差別意識の解消に向けた教育・啓発活動を行います。	
矯正展への参加【再掲】	市民生活課
刑務所作業製品の展示即売会や、矯正行政や刑務作業の広報を行うことで、矯正行政の理解促進を深めることを目的に開催している矯正展に、様々な形で参加、協力し、再犯防止について市民の理解促進に努めます。	
保護司適任者確保への啓発・協力 【再掲】	市民生活課
町内会長、自治会長などを通じて、減少傾向にある保護司を新たに志す人の増加を目的に、地域での保護司適任者の勧誘の機会を設けます。	

保護司適任者確保への啓発・協力 【再掲】	職員厚生課
毎年1月、3月に開催されている市職員の退職者説明会で、減少傾向にある保護司を新たに志す人の増加を目的に、保護司の存在意義や活動について説明し、保護司適任者の推薦や立候補を呼び掛ける機会を設けます。	
社会を明るくする運動強調月間」及び「再犯防止啓発月間」での周知・啓発 【再掲】	市民生活課
<p>「社会を明るくする運動強調月間」で、松山地区保護司会を中心に更生保護関係団体や地域関係団体等が取り組まれる様々な活動の周知啓発等に協力します。</p> <p>また、「再犯防止啓発月間（7月）」に、各種会議や、市ホームページ等で、再犯防止についての広報活動を集中的に実施します。</p>	
矯正施設在所中のマイナンバーカード申請方法の情報提供 【再掲】	市民課
出所後に必要なサービスの申請や、就労、住居の契約をスムーズに行えるよう、本人確認書類として使えるマイナンバーカードの申請方法について、要請に応じて矯正施設在所中に情報提供します。	

(3) 国や県の取組

(3) - 1 国の主な取組

矯正施設入所者が出所後、自立した生活を送ることができるよう、司法手続中に、関係機関や更生保護関係団体と連携し就労支援や住居の確保、必要な矯正教育、福祉サービスへのつながりを行っているほか、法務省が「再犯防止シンポジウム」や「市町村再犯防止等推進会議」等を開催し、関係機関、市町村、更生保護関係団体が連携し切れ目のない支援を行うことができるよう取り組んでいます。

(3) - 2 県の主な取組

基本的な方向性	具体的な取組
国、民間団体等との連携強化への取組	国、地方公共団体、関係機関、民間協力者等の地域ネットワークを構築し、全ての支援対象者及びその家族等に対する一元的な相談体制の整備や、地域資源の充実を図っています。
市町と連携した施策の推進	

2-7 更生保護関係団体の取組事項

松山地区保護司会

(団体の紹介)

松山地区保護司会は、愛媛県の中心地区の松山市及び東温市の2つの市にまたがる地区会です。保護司の定数は233名ですが、現在の保護司数は約200名です。松山地区保護司会の中は、地域別に第1分区から第12分区、北条分区及び中島分区の14分区に分かれている稀有な大世帯の地区会となっています。

昭和27年の地区会発足当時は松山の東地区、松山の西地区の2つの地区会でしたが、昭和37年に合併して現在の松山地区保護司会の規模となりました。その後の市町村合併の結果、現在は松山市及び東温市の2つの市にまたがる松山地区保護司会となっています。

(組織と活動内容)

14分区の分区長が理事となり、理事会を構成。理事の中から会長1名を選出し、会長が選出された分区は新分区長を選出します。

また理事の中から4名の副会長を選出。監事は2名。

地区会に総務部会、犯罪予防活動部会、研究・研修部会及び協力組織部会の4つの専門部会があり、各分区から1名が参加しています。14名の会員の中から、部会長・副部会長を選出。地区会の4名の副会長は、4つの専門部会の担当部長としてアドバイザー的な役割を担っています。

【各部会の役割】

総務部会・・・総会及び顕彰式典を実施

犯罪予防活動部会・・・社会を明るくする運動を担当し、パレード等を運営

研究・研修部会・・・保護観察所とともに3回の地域別定例研修を開催し、1回の自主研修会を運営

協力組織部会・・・更生保護女性会及びBBS会との連携協力

平成28年10月3日、竹原町浄水場事務所2階へ松山地区更生保護サポートセンターを開設して以降は、企画調整保護司で松山地区保護司会の運営に関わっています。



松山地区保護司会総会



社会を明るくする運動



更生保護活動の拠点となる松山地区更生保護サポートセンター

保護司の主な活動内容

更生保護は、地域の中で行われる必要があるため、地域の実情に詳しい人を保護司法に基づき、非常勤の国家公務員として法務大臣から委嘱しています。

保護観察官と協力し、次のような活動を行います。なお、民間のボランティアであるため、給与は支給されず、実費弁償金が支給されます。

保護観察 更生保護の中心となる活動で、犯罪や非行をした人に、更生を図るための遵守事項を守るよう指導するとともに、生活上の助言や就労の援助などを行い、立ち直りを支えます。

生活環境調整 少年院や刑務所に収容されている人が、釈放後にスムーズに社会復帰できるよう、住居・就労の確保に必要な受け入れ態勢を整えます。

犯罪予防活動 犯罪や非行をした人の改善更生について地域社会の理解を深めるとともに、犯罪や非行を未然に防ぐため、毎年7月の「再犯防止啓発月間」、「社会を明るくする運動強調月間」等の機会を通じて、犯罪予防活動を促進します。

松山地区更生保護女性会

(団体の紹介)

昭和27年5月、少年更生保護婦人会として「青少年に母の愛を」のスローガンを掲げて発足し、呼称は変わりましたが、活動の目的は、女性として、母の立場として更生保護のボランティア団体として定着しました。順次、ほとんどの地域に支部を設置し、現在18支部、1,000名程度の会員で活動をしています。

三者宣言に沿って、矯正施設・更生保護施設等との連携を図りながら、それぞれの支部の特徴を活かした活動を行っています。

活動の財源は、会員会費と物品販売に合わせ松山市・他団体からの助成金と篤志家による賛助会費です。

(活動内容)

- ・松山刑務所 矯正展・運動会への参加、毎月の誕生会への訪問
- ・松山学園 観桜会・盆踊り大会・コンサート・入卒業式への参加
- ・更生保護施設雄郡寮 ガレージセールの主催
- ・社会貢献活動 月1回の夕食支援（手づくりでおふくろの味を）
制度化に先駆け、平成24年度から松山地区単独で創生60周年を記念して松山城堀之内さくら広場の除草作業を松山保護観察所の協力を得て継続しています。
- ・広報紙 平成19年度に“まつやま更女だより”を創刊し、令和2年で14号となります。
- ・会員相互の親睦 年に1度の会員1日研修旅行、恒例の新年会は大勢の参加で盛り上がります。
理事研修は各地の刑務所・少年院・更生保護施設等を訪問し実態を知識として得ています。
- ・社会を明るくする運動 強化月間の初日は、100名を遥かに超える会員でパレードに参加。ミニ集会等の各支部での取組は、支部の特色を活かし様々です。
JR正面に社会を明るくする運動の啓発看板の設置

(今後について)

「支えあい、共に輝きその先へ」のスローガンのもとに、更生保護の理解と地域の安全安心に一躍を担って、犯罪や非行のない明るい社会を築くボランティア会員を募っていきたいです。



松山地区更生保護女性会のみなさん



松山城での社会貢献活動の様子

更生保護法人 愛媛県更生保護会

(団体の紹介)

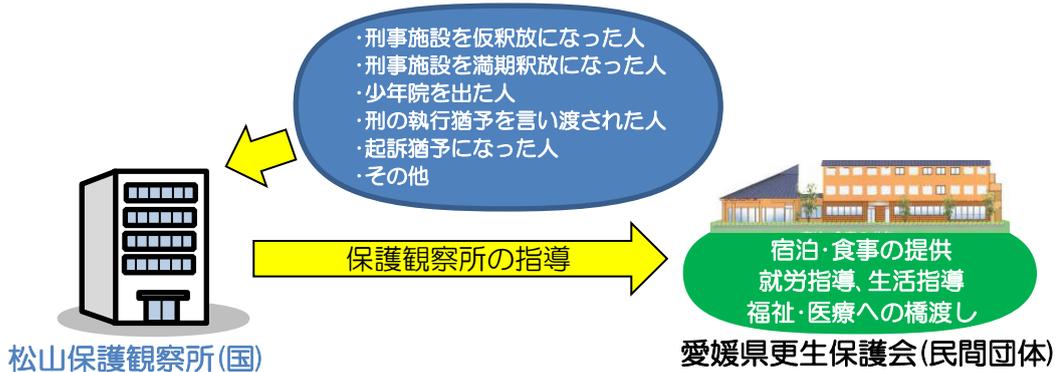
犯罪や非行をした人の中には、頼ることのできる人がいない、住むところがない、生活環境に恵まれなかったり、あるいは本人に社会生活上の困難がある等の理由ですぐに自立更生できない人がいます。

更生保護施設は、こうした人たちを一定期間保護し、円滑な社会復帰を助けて再犯を防止するという役割を担っています。

保護を必要としている人からの申し出及び保護観察所からの委託を受け、更生保護施設での保護が始まります。

更生保護施設は全国に103施設あり、四国には各県に一つずつあります。また、更生保護施設は、全て民間団体により運営されており、その内100施設は更生保護法に基づき、法務大臣の認可を得て設立された更生保護法人により運営されています。

愛媛県には更生保護法人 愛媛県更生保護会が松山市にあり、一定期間の保護（宿泊・食事の提供、就労の援助、生活指導等）を行っています。



【生活基盤の提供】

入所者が安心して自立の準備に集中できる生活基盤を提供します。(宿泊場所の提供、食事の提供)

【自立に向けて】

入所者ができるだけ早くひとり立ちをして、退所後も自立した生活を維持できるように必要な指導や調整を行います。(生活指導)

【円滑な社会復帰のために】

日常の生活指導のほか、入所者が地域社会の一員として円滑に復帰するための指導を行います。(社会奉仕活動)

【地域と共に】

毎年5月に行われるガレージセール(バザー)や毎月行われる更生保護女性会による夕食会等各団体や地域の方々に支えられています。



松山地区BBS会

(団体の紹介)

BBSとは「Big Brothers and Sisters Movement」の略称で、青少年少女たちに、同世代の、いわば兄や姉のような存在として、一緒に悩み、一緒に学び、一緒に楽しむボランティア活動です。非行少年の立ち直りをサポートするほか、青少年の健全な保護育成に取り組んでいます。

全国に約450の地区会があり、約4,500人の会員が活動しています。

愛媛県では4地区会で約80人、松山地区会は39人（うち大学生33人）の会員が活動を行っています（令和2年度末時点）。

(活動内容)

1 ともだち活動

保護観察を受けている青少年をはじめ、様々な悩みを抱えている子ども達と、同じ世代のちょっと年長の「ともだち」としてふれあうことを通じて自立を支援する活動です。

保護観察所などから依頼を受け、その指導の下に行われます。通常少年1人に対して会員1～2人が担当します。

2 グループワーク

少年たちとBBS会員がグループになって、スポーツやレクリエーションなどを行います。

松山学園（少年院）や えひめ学園（児童自立支援施設）での交流会をはじめ、保護観察中の少年たちとのボウリング大会や料理教室などを開催しています。

3 非行防止活動

非行を起こさせない社会環境づくりのための活動を行っています。

「社会を明るくする運動」への参加を通じて、犯罪や非行のない明るい社会の実現に努めています。

4 社会貢献活動への参加協力

BBS会では、保護観察所で行っている社会貢献活動に協力し、少年たちと共に活動に参加しながら、社会や誰かの役に立つ喜びを分かち合います。

5 研さん活動

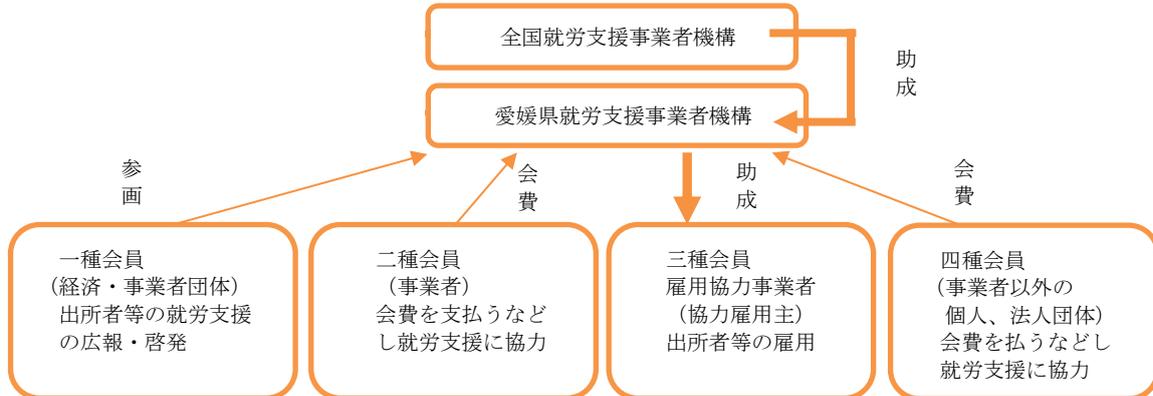
活動を実践するために必要な知識や技能の習得や、会員同士の意見交換の場として、研修会や勉強会を開催しています。

また、保護観察所、保護司会、更生保護女性会など更生保護事業の関係機関（団体）と連携した研修会や活動を行っています。

NPO法人 愛媛県就労支援事業者機構

(団体の紹介)

認定特定非営利活動法人愛媛県就労支援事業者機構は、愛媛県下の経済界全体と一般の方の協力により、犯罪や非行を犯した人の就労支援等を行い、安心安全な社会づくりに貢献する組織です。



- ◆ 一種会員は、経済・事業者団体が主体となり、広報・啓発活動を行っている。
- ◆ 二種会員は、会員等金銭面で就労支援に協力している。
- ◆ 三種会員は、実際に出所者等を雇用する雇用協力事業者(協力雇用主)である。
- ◆ 四種会員は、事業者以外の個人、法人又は団体であり、会費や広報活動により就労支援に協力している。

(活動内容)

機構の活動は、関係機関団体と連携し、協力雇用事業者の拡大、犯罪者の就労支援等の事業に対する助成、犯罪予防を図るための世論の啓発及び広報などの事業を実施しています。以下は具体的な活動例です。

1 「社会を明るくする運動」のパレード参加

毎年7月に法務省主唱の「社会を明るくする運動」の強調月間に合わせた松山地区保護司会の街頭パレードへの参加や広報活動を行っています。

2 社会貢献活動

保護観察対象者の社会貢献活動の一環として砥部動物園や松山市内の公園遊具のペンキ塗りを行っており、そこへ講師を派遣し、事務局も一緒にペンキ塗りに参加しています。

3 就労支援

矯正施設内で在所中の者に協力雇用主と共に面接を行い、社会復帰してから就職がスムーズに行える取組をしています。また、就労後は定期的に協力雇用主先を訪問し、雇用主だけでなく就労中の者に対してのフォローアップも行っています。

4 関連機関との連携

生活困窮者については社会福祉協議会につないだり、メンタルケアが必要な者に対しては法務少年支援センターにつないだりして、生活や心身の不安を払拭し、安定して就労ができるように関連機関と協力しています。

※必要に応じて、社会福祉生活困窮窓口や法務少年支援センター等につないでいます。

◆ NPO法人愛媛県就労支援事業者機構での活動の様子



近隣公園のペンキ塗り（社会貢献活動）の様子



「社会を明るくする運動」パレードの様子

第3 計画の推進体制

3-1 推進体制

本計画を着実に推進するため、国の関係機関や、愛媛県、更生保護関係団体、学識経験者で構成する「松山市再犯防止推進会議」の中で、再犯防止への取組の情報共有や、課題等について意見交換を行い、会議の構成員、地域社会、協力雇用主、学校、関係事業所等が相互に連携しながら、地域全体で切れ目のない取組を進めます。

また、本市関係部署で構成する「再犯防止推進庁内連絡調整会議」では、関係する事業の進捗管理を行うとともに、「松山市再犯防止推進会議」と連携を図り、各施策を推進します。

3-2 進捗管理

「松山市再犯防止推進会議」と本市関係部署で構成する「再犯防止推進庁内連絡調整会議」が相互に連携を図り、年度ごとに計画の進捗状況を確認し、再犯防止への取組を進めます。

3-3 計画の成果指標と目標値

成果指標	実績値 (R2)	目標値 (R6)
刑法犯検挙者数中の再犯者数の減少 ※基準値から、計画策定後毎年対前年比で5%ずつの減少を見込む	461人	386人

参考指標	実績値
本市の協力雇用主数	120社 (令和3年4月1日時点)
松山保護区の保護司数及び保護司充足率	198名 充足率84.9% (令和3年4月1日時点)
本市の社会を明るくする運動の参加人数	約400人 (令和元年実績)

3-4 本市の主な相談窓口

福祉・子育て相談窓口

市役所別館 1階

生活福祉資金相談	高齢者相談
障がい者に関する総合相談	婦人相談、家庭児童相談
生活困窮者の自立支援に関する総合相談	子育て等に関する相談
生活困窮者等の就労支援に関する相談	ひとり親自立支援相談

保健予防課

松山市保健所 1階

精神障がい者に関する相談	こころの健康相談
--------------	----------

総合窓口センター（市民課）

市役所本館 1階

住所や戸籍に関する手続	福祉に関する手続（一部）
マイナンバーに関する手続	国民健康保険、国民年金・介護保険・ 後期高齢者医療保険・医療助成 等

住宅課

市役所本館 7階

市営住宅に関する相談	住宅セーフティネット法に基づく賃貸 住宅に関する問合せ
------------	--------------------------------

教育支援センター事務所

松山市青少年センター内

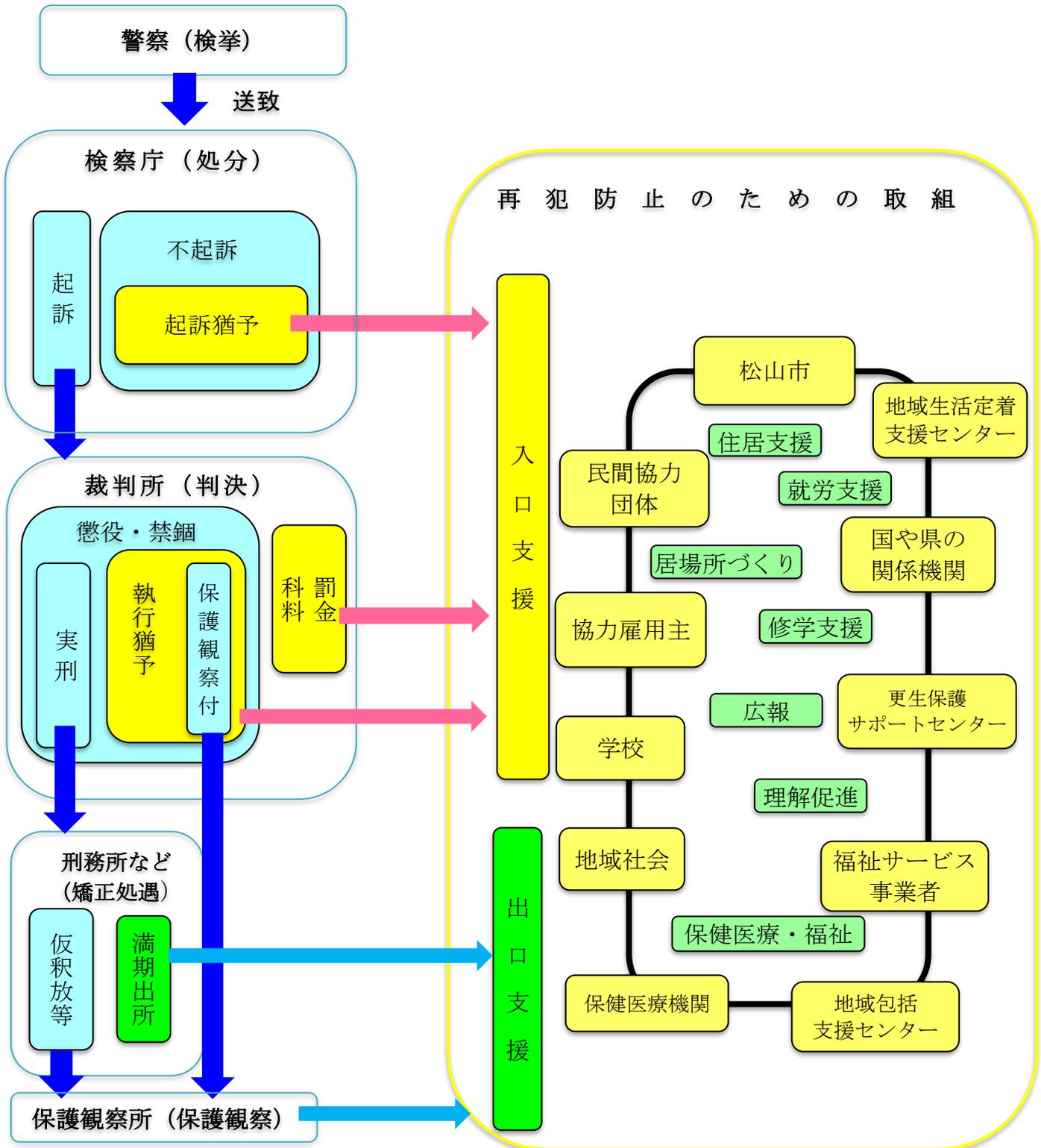
小・中学校の児童・生徒の問題行動等対策、不登校対策

子ども総合相談センター事務所

松山市青少年センター内
松山市保健所・消防合同庁舎内
余土子ども・子育て施設内

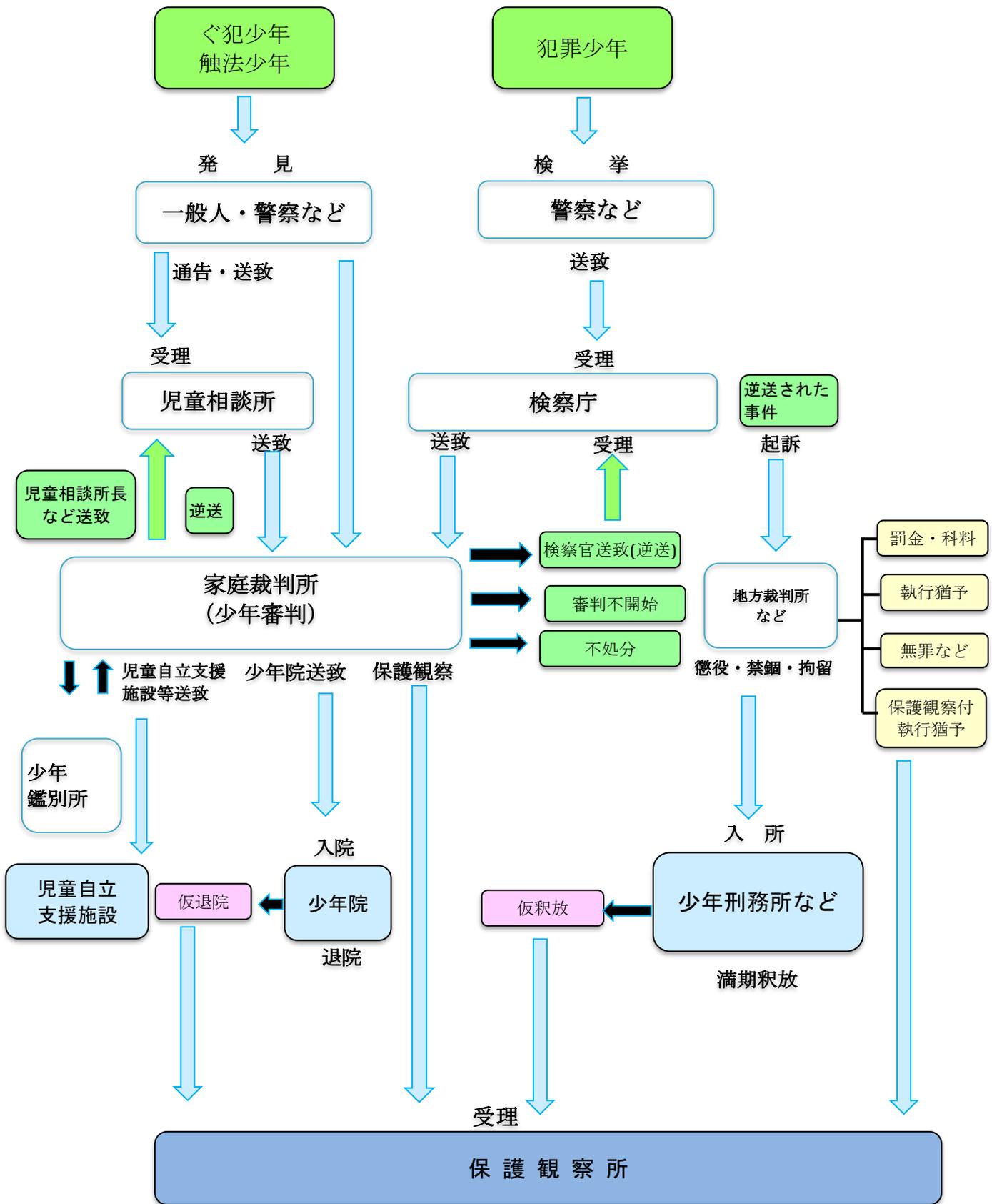
0～18歳の子どもに関する様々な相談

3-5 刑事手続の流れの概要と支援推進体制



●再犯を防止するには、起訴猶予者などが罪を犯して刑務所等に入ることを防ぐ入口支援及び、矯正施設出所後の出口支援に取り組むことが重要で、刑事司法関係機関や、更生保護関係団体、地域社会等と相互に連携し、必要な支援を切れ目なく円滑に受け取ることができるよう取組を推進します。

非行少年に関する主な手続 (法務省：再犯防止推進白書参照)



松山地方検察庁

検察庁は、捜査や公判を主な業務とする国の機関で、それらの刑事手続で起訴猶予処分、全部執行猶予や罰金刑で矯正施設に入らず釈放される者で、社会復帰のために支援を必要とする人たちへの入口支援に取り組んでいます。

松山地方検察庁では、刑事政策推進室を設置して担当職員が対応しています。



松山地方検察庁及び松山保護観察所の外観（松山法務総合庁舎6階）

松山保護観察所

松山市に置かれ、松山地方裁判所管内を管轄し、次の業務を行っています。

- ① 保護観察、医療観察
- ② 生活環境の調整
- ③ 更生緊急保護
- ④ 恩赦の上申
- ⑤ 犯罪予防活動 等

松山保護観察所は愛媛県内の保護司、更生保護女性会員、BBS会員及び協力雇用主の方々並びに更生保護施設「愛媛県更生保護会」と共に更生保護の諸活動に取り組んでいます。

松山刑務所

松山刑務所は、主に四国地方で確定した受刑者のうち、執行刑期が10年未満の犯罪傾向の進んでいない20歳以上の受刑者を収容しています。



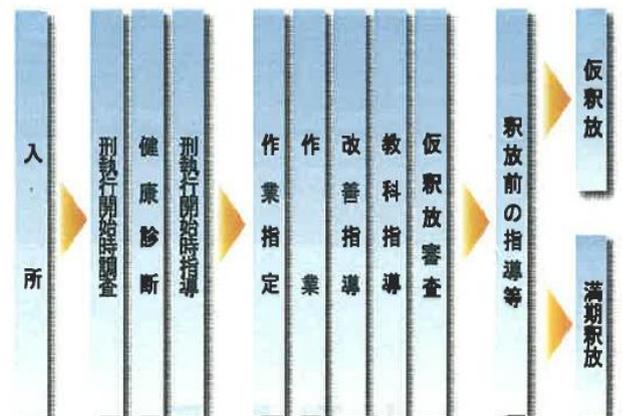
矯正処遇

「矯正処遇」は、受刑者の改善更生の意欲を喚起し、社会生活に適応する能力の育成を図るため、積極的な働き掛けを行う。受刑者処遇の中核をなすもので、「作業」、「改善指導」及び「教科指導」の3つがある。



ベンチ
いとんのエプロン
ロングウォレット
(東温市イメージキャラクター)

「作業」で作られたベンチ等



入所から出所まで

い ○入口支援及び出口支援いりぐちしえん およびでぐちしえん

入口支援は、起訴猶予者や執行猶予者等の矯正施設での処遇を受けない者への支援

出口支援は、刑務所等を出所後、自立した生活を送るために必要な支援

え ○えひめダルク

民間薬物・アルコール・ギャンブル・摂食障害等、依存症の回復を目的として平成29年3月1日、愛媛県に開設された民間の施設

か ○家庭裁判所かていさいばんしよ

家庭に関する事件や人事訴訟の審判、少年審判を行う機関。

審判の結果、不処分や保護観察、少年院送致などの決定を行う。

また、刑事処分を相当と認めるときは、事件を検察官に送致する。

かりしゃくほう ○仮釈放

刑期満了前の受刑者が、地方更生保護委員会の決定で仮に釈放されること。仮釈放の期間中は、保護観察に付され保護観察官や保護司による指導監督・補導援助を受ける。

き ○起訴きそ

検察官が裁判所に対し、特定の刑事事件について審判を求める意思表示を内容とする訴訟行為である。

きそゆうよ ○起訴猶予

被疑事実が明白な場合に、被疑者の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の状況により訴追を必要としないときにする処分をいう。

きょうせいしせつ ○矯正施設

刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院の総称。

市内には少年院である松山学園及び松山少年鑑別所がある。

きょうりょくこようぬし ○協力雇用主

犯罪や非行の前歴等で定職に就くことが容易でない保護観察対象者や更生緊急保護対象者を雇用し、改善更生に協力する事業主

きょじゆうしえんきょうぎかい ○居住支援協議会

住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への円滑な入居の促進を図るため、要配慮者と民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を行うため県、市、関係業者や関係団体から構成される協議会

く ○ぐ犯少年はんしやうねん

保護者の正当な監督に服しない性癖があるなど、一定の事由があつて、性格又は環境から判断して、将来、罪を犯し又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある20歳未満の者（※令和4年度から「18歳未満の者」）。

け

○^{けいむしょ}刑務所など

裁判で有罪が確定すると、執行猶予の場合を除き、懲役、禁錮、拘留は刑務所などの刑事施設で検察官の指揮により刑が執行される。なお、罰金や科料を完納できない人は、刑事施設にある労役場に留置される。

○^{けんきよ}検挙

捜査機関が刑事事件の犯人を明らかにすることができたこと、さらに犯人として引致できたことをいう。

○^{けんさつちよう}検察庁

刑事事件について、捜査及び起訴・不起訴処分を行い、裁判所に法の正当な適用を請求し、裁判の執行を監督する等の検察官の行う事務を統括する機関。

こ

○^{こうせいほご}更生保護

犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助けることで、社会を保護し、個人と公共の福祉を増進しようとする活動のこと。

○^{こうせいほごしせつ}更生保護施設

適当な住居を確保できない刑務所出所者等に対し、一時的に宿泊場所や食事を提供し、生活指導や福祉への移行準備をする等自立を支援する民間施設で、松山市に「愛媛県更生保護会」がある。

○コレワーク四国（^{たかまつきょうせいかんくきょうせいしゅうろうしえんじょうほう}高松矯正管区矯正就労支援情報センター室）

四国4県の受刑者等の帰住地や取得資格などの情報を一括管理し、出所者等の雇用を希望する企業の相談に応じ、企業のニーズに適合する者を収容する施設の情報提供などを行う法務省の機関

さ

○^{さいはんしや りつ}再犯者の率

刑法犯検挙者数に占める再犯者数の比率

○^{さいばんしよ}裁判所

公開の法廷で審理を行い、有罪となった場合は、死刑、懲役、禁錮、罰金などの刑を言い渡す機関

刑が3年以下の懲役・禁錮などの場合は、情状によりその執行を猶予し、猶予期間中には保護観察が付くこともある。

し

○^{しっこうゆうよ}執行猶予

判決で刑を言い渡すにあたり、有罪判決にもとづく刑の執行を一定期間猶予し、その期間内に再度罪を犯さないことを条件として、刑罰権を消滅させる制度。

○^{じりつじゅんぴ}自立準備ホーム

適当な住居を確保できない刑務所出所者等に対し、あらかじめ保護観察所に登録されたNPO法人等が、それぞれの特徴を生かして自立に向けた生活指導等を行う宿泊場所であり、市内に数か所ある。

○^{しゃかい あかるく うんどう}社会を明るくする運動

犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの立ち直りについて理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動

じゅうたくかくほようはいりよしや
○住宅確保要配慮者

低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育している人、保護観察対象者等、住宅の確保に特に配慮を必要とする人

じゅうたく
○住宅セーフティネット制度

民間の空き家・空き室を活用して住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の供給を促進することを目的とし、①住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度、②登録住宅の改修・入居への経済的支援、③住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援を行う制度

しょうねんいん
○少年院

家庭裁判所から保護処分として送致された少年が矯正教育、社会復帰支援等を受けつつ更生するために収容される施設

しょうねんかんべつしょ
○少年鑑別所

医学、心理学、教育学等の専門知識に基づき少年の鑑別を行い、その結果を家庭裁判所に提出する機関

しよくほうしょうねん
○触法少年

14歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした者。

せ **○生活困窮者自立支援制度**

「現在は生活保護を受給していないが、生活保護に至るおそれがある人で、自立が見込まれる人」を対象に、困りごとにかかわる相談に応じ、安定した生活に向けて仕事や住まい、子どもの学習など様々な面で支援する平成27年4月から始まった制度

そ **○ソーシャルファーム**

一般就労が難しい人とそうでない人が共に働く社会的企業

た **○「ダメ。ゼッタイ。」普及運動**

薬物乱用問題に関する意識を高めるとともに、国連総会決議に基づく「6. 26 国際麻薬乱用撲滅デー」の周知を図ることによる薬物乱用防止を目的とした運動

ち **○地域包括支援センター**

地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防の必要な援助などを行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とし、地域包括ケア実現に向け市町村が設置している中核的な機関

に **○認知件数**

捜査機関が被害届などを受けて犯罪の発生を把握した件数で、松山市内の警察署に届けられた件数を掲載

は **○罰金・科料**

刑罰の一種で、罰金は1万円以上、科料は、1,000円以上1万円未満。

はんざいしょうねん
○犯罪少年

罪を犯した少年（犯行時に14歳以上20歳未満であった者）をいう。

○^{はんざい}犯罪をした人等

再犯防止推進法では、「犯罪をした者又は非行少年若しくは非行少年であった者をいう」と定義されている。

(例) 警察で微罪処分になった人

検察庁で起訴猶予処分になった人

裁判所で全部執行猶予になった人、入所受刑者

保護観察に付された人、満期釈放者など

ひ

○^{ひこう}非行少年

犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年をいう。

ふ

○^{ふじんほどういん}婦人補導院

売春防止法違反により補導処分となった成人の女性は、婦人補導院に収容され、仮退院が許可されると保護観察に付される。

ほ

○^{ほごかんさつ}保護観察

保護観察対象者に対して、実社会の中で生活を営ませながら、一定の約束事（遵守事項）を守るように指導するとともに、必要に応じて、就職の援助などを行い、立ち直りを支援する。

○^{ほごかんさつじょ}保護観察所

地方裁判所の所在地に置かれ、保護観察、生活環境の調整、更生緊急保護、恩赦の上申、犯罪予防活動、精神保健観察、犯罪被害者等施策等の事務を行っている更生保護及び医療観察の第一線の実施機関

○^{ほごかんさつたいしやうしや}保護観察対象者

- ① 家庭裁判所の決定により保護観察に付された人（保護観察処分少年）
- ② 少年院からの仮退院を許された人（少年院仮退院者）
- ③ 刑事施設からの仮釈放を許された人（仮釈放者）
- ④ 裁判所で刑の全部又は一部の執行を猶予され保護観察に付された人（保護観察付執行猶予者）
- ⑤ 婦人補導院からの仮退院を許された人（婦人補導院仮退院者）

○^{ほごし}保護司

犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアのこと。その身分は法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員であり、保護観察の実施、生活環境の調整、犯罪予防活動等の更生保護に関する活動を行っている。

市内では約200名の保護司が活動している。

ま

○^{そうぞう}松山しごと創造センター

創業予定者や企業経営者向けの相談窓口を設置し、セミナーや交流会を行うなど創業・経営支援等の幅広いサービスをワンストップで提供する施設

卷末資料

資料 1

「松山市再犯防止推進計画」（案）に対する意見募集の結果概要

- | | |
|-------------|---|
| ■意見募集期間 | 令和3年7月28日～令和3年8月26日 |
| ■計画（案）の閲覧方法 | 松山市ホームページへの掲載
市民閲覧コーナーでの閲覧
市民生活課（本館6階）での閲覧又は配布
各支所での閲覧 |
| ■意見提出方法 | 郵送、FAX、電子メール、直接提出 |
| ■意見提出者数 | 0人 |
| ■意見件数 | 0件 |

資料2

「松山市再犯防止推進計画」検討経緯

1 松山市再犯防止推進会議

学識経験者や更生保護に取り組む民間関係団体、国や県の関係機関からなる懇話会形式の「松山市再犯防止推進会議」を開催し、現状や課題を洗い出し、各種施策の実施等について検討しました。

【開催状況】

- 第1回 令和2年11月25日 計画骨子（案）について
- 第2回 令和3年3月23日 計画（素案）について
- 第3回 令和3年5月26日 計画（案）について
- 第4回 令和3年8月27日 計画（案）について

松山市再犯防止推進会議 構成員

令和3年8月末時点

	機関・団体名	役職名	氏名
国 関係機関	高松矯正管区	更生支援企画課長	松岡 千恵
	松山刑務所(矯正施設)	企画首席	片地 康昇
	松山学園(矯正施設)	首席専門官	大森 正義
	松山少年鑑別所(矯正施設)	首席専門官	田中 哲司
	松山保護観察所	企画調整課長	大崎 公一
	松山地方検察庁	首席捜査官	横田 昌典
	ハローワーク松山	統括職業指導官	藤畑 鶴廣
愛媛県	県民環境部	県民生活課長	原田 久
	警察本部	生活安全企画課長	山崎 淳二
学識経験者	愛媛大学法文学部	教授	松原 英世
更生保護 関係団体	松山地区保護司会	会長	銀岡 良幸
	松山地区更生保護女性会	会長	近藤 直子
	愛媛県更生保護会	理事長	佐伯 正夫
	松山地区BBS会	会長	中川 楓香
	愛媛県就労支援事業者機構	事務局長	新山 眞佐子

松山市再犯防止推進会議（懇話会）開催要綱

（開催）

第1条 再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第8条第1項に規定する地方再犯防止推進計画として松山市再犯防止推進計画を策定するに当たり、本市での再犯の防止等の推進の在り方等について外部有識者等から広く意見を聴くため、松山市再犯防止推進会議（懇話会）（以下「懇話会」という。）を開催する。

（所掌事務）

第2条 懇話会は、松山市再犯防止推進計画の策定に必要な事項に関し、総合的な立場から意見を述べる。

（組織）

第3条 市長は、次に掲げる者のうちから適当と認める者を懇話会の出席者として選任するものとする。

- （1）学識経験者
- （2）関係行政機関の職員
- （3）関係団体の職員
- （4）その他市長が必要と認める者

（会議）

第4条 懇話会は、市長が招集する。

2 懇話会の進行は、市民生活課が行う。

（庶務）

第5条 懇話会に関する庶務は、市民生活課で処理する。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか懇話会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年10月26日から施行する。

2 再犯防止推進庁内連絡調整会議

庁内の関係部署の課等長及び担当で構成し、計画に盛り込む施策を検討し、計画の策定を行いました。今後は、関係機関や団体等と連携し、再犯防止推進に取り組めます。

【開催状況】

- 第1回 令和2年11月2日 計画骨子（案）の検討
- 令和3年1月13日～2月下旬 担当部署とのヒアリング実施
- 第2回 令和3年2月16日 計画（素案）の検討
- 第3回 令和3年4月9日 計画（案）の再検討

担当部署		令和3年8月末時点
市民部	市民課、人権啓発課	
総務部	人事課、職員厚生課、契約課	
保健福祉部	生活福祉総務課、介護保険課 高齢福祉課、障がい福祉課 子育て支援課 子ども総合相談センター事務所	
保健所	医事薬事課、保健予防課	
都市整備部	住宅課	
産業経済部	地域経済課、農水振興課	
教育委員会	教育支援センター事務所 中央図書館事務所	

事務局	
市民部	市民生活課

再犯の防止等の推進に関する法律 概要

1. 目的（第1条）

国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする

2. 定義（第2条）

- 1 犯罪をした者等 犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者
- 2 再犯の防止等 犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）

3. 基本理念（第3条）

- 1 犯罪をした者等の多くが、定職・住居を確保できない等のため、社会復帰が困難なことを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する
- 2 犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設に収容されている間のみならず、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする
- 3 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である
- 4 調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる

4. 国等の責務（第4条）

- 1 国は、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定・実施する責務
- 2 地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務

5. 連携、情報の提供等（第5条）

- 1 国及び地方公共団体の相互の連携
- 2 国及び地方公共団体と民間団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保
- 3 国及び地方公共団体から民間団体その他の関係者への情報提供
- 4 民間の団体その他の関係者は、犯罪をした者等の個人情報適切に取り扱う義務

6. 再犯防止啓発月間（第6条）

国民の関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間（7月）を設ける

7. 再犯防止推進計画（第7条）

- 1 政府は、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(再犯防止推進計画)を策定(閣議決定)
- 2 再犯防止推進計画において定める事項
 - (1) 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
 - (2) 再犯の防止等に向けた教育・職業訓練の充実に関する事項
 - (3) 犯罪をした者等の社会における職業・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
 - (4) 矯正施設における収容・処遇、保護観察に関する体制の整備等に関する事項
 - (5) その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、関係大臣と協議して、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議請議
- 4 少なくとも5年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要に応じ変更

8. 地方再犯防止推進計画（第8条）

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定める努力義務

9. 法制上の措置等（第9条）

政府は、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずる

10. 年次報告（第10条）

政府は、毎年、政府が講じた施策について、国会に報告

11. 基本的施策

【国の施策】

再犯防止に向けた教育・職業訓練の充実等

- 1 特性に応じた指導及び支援等(第11条)
- 2 就労の支援(第12条)
- 3 非行少年等に対する支援(第13条)

再犯防止推進の人的・物的基盤の整備

- 8 関係機関における体制の整備等(第18条)
- 9 再犯防止関係施設の整備(第19条)

社会における職業・住居の確保等

- 4 就業の機会の確保等(第14条)
- 5 住居の確保等(第15条)
- 6 更生保護施設に対する援助(第16条)
- 7 保健医療サービス及び福祉サービスの提供(第17条)

再犯防止施策推進に関する重要事項

- 10 情報の共有、検証、調査研究の推進等(第20条)
- 11 社会内における適切な指導及び支援(第21条)
- 12 国民の理解の増進及び表彰(第22条)
- 13 民間の団体等に対する援助(第23条)

【地方公共団体の施策】(第24条)

国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、上記の施策を講ずる努力義務

12. 施行期日等（附則）

- 1 公布の日から施行
- 2 国は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする

資料 4

持続可能な開発目標（SDGs）との関連

平成27年9月の国連持続可能な開発サミットで採択された持続可能な開発目標（SDGs）との関連を示します。

	<p>1. 【貧困】 貧困をなくそう</p> <p>あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる</p>
	<p>3. 【保健】 すべての人に健康と福祉を</p> <p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>
	<p>4. 【教育】 質の高い教育をみんなに</p> <p>すべての人に包摂的かつ公平な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p>
	<p>10. 【不平等】 人や国の不平等をなくそう</p> <p>国内及び各国家間の不平等を是正する</p>
	<p>16. 【平和】</p> <p>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>